

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 _____

作業所名 _____

建設業退職金共済制度について

記

1. 制度の趣旨・概要

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法にもとづいて国がつくった建設業の現場で働く方々のための退職金制度です。

建設業の事業主が退職金機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設業の現場で働く従業員を被共済者として、その従業員に当機構から交付する共済手帳に働いた日数分の共済証紙を貼り、消印すると、その従業員が建設業で働くことをやめたときに、当機構から退職金が支払われるものです。

法律にもとづいて設けられた国の制度なので、安全・確実で、手続きも簡単です。

運営費の大半は、国の補助でまかなわれていますので、納められた掛金は、運用利息も含めて退職金給付に充当されるなど、きわめて有利な制度です。

また、新たに加入した従業員については、最初の手帳に、50日分の国の補助があります。更に、税法上掛金が全額、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われますので事業主にとっても有利な制度です。

2. 制度への加入の促進

建設業を営む事業主であれば、総合、専門、職別、元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また建設業法の許可を受けているとしないにかかわらず、すべて加入できます。

当社においては、共済制度への加入を促進してしていますので、制度の趣旨を理解して頂き、是非、制度への加入をお願い致します。

3. 証紙の払い出し

貴社より提出される就労日報等を基に、貴社に払い出しますので、毎月就労日報等を提出して下さい。（再下請会社についても同様です。）